

令和4年度行政組織の見直しについて

総務部

1 趣旨

新たな総合計画の策定を踏まえ、下記の見直し方針に基づき、新たな部、課等の新設・改廃、所掌事務の見直し等、行政組織の見直しを行う。

- (1) 新たな総合計画における5つの柱に連なる施策を、効果的・効率的に運営することができる組織
- (2) 国の政策を見据えた組織
- (3) 喫緊の重要課題や新たな行政課題に適切に対応することができる組織
- (4) 台風災害等から得られた教訓を十分に活かし、効率的に運用することができる組織

2 組織改正の内容

別添のとおり

3 実施時期

令和4年4月1日